

各種税金控除

所得税・住民税等の障害者控除 **身 知 精**

納税者が障害者の場合、または扶養親族（同一生計配偶者を含む）に障害者がいる場合、申告すれば所得税・住民税等が軽減されます。所得から次の額が控除され、課税対象額が低くなります。また、住民税は、障害者本人の前年の合計所得金額が、135万円以下の方は非課税となります。

<控除の対象となる者の範囲>

○障害者控除

- ① 療育手帳「B」の交付を受けている知的障害者
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている2・3級の精神障害者
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている3～6級の身体障害者
- ④ 65歳以上で「障害者控除対象者認定書〈普通障害〉」の認定を受けている方

○特別障害者控除

- ① 療育手帳「A」の交付を受けている知的障害者
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級の精神障害者
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている1～2級の身体障害者
- ④ 65歳以上で「障害者控除対象者認定書〈特別障害〉」の認定を受けている方

<障害者本人が受けられる特例>

特例の区分	障害者控除	特別障害者控除
所得税（国）	27万円を控除	40万円を控除
住民税（市）	26万円を控除	30万円を控除
相続税（国）	85歳に達するまでの年数1年につき10万円を控除	85歳に達するまでの年数1年につき20万円を控除
贈与税（国）	精神障害者は、信託受益権の価額のうち3,000万円まで→非課税	信託受益権の価額のうち6,000万円まで→非課税

<心身障害者扶養共済制度給付金・少額貯蓄利子等の非課税>

心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税	給付金→非課税（所得税） 相続や贈与による給付金を受ける権利の取得→非課税（相続税・贈与税）
少額貯蓄の利子等の非課税	350万円までの預貯金等の利子等→非課税（所得税）

<障害者である親族を扶養している方が受けられる障害者控除額>

区分	障害者	特別障害者	同居特別障害者
所得税（国）	27万円	40万円	75万円
住民税（市）	26万円	30万円	53万円

<問合せ窓口>

国税の問合せ 鶴岡税務署

電話22-1401

住民税の問合せ 市役所課税課市民税第一係 電話35-1163（内線201、202）

※給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当者にお問い合わせください。

自動車税・自動車取得税の減免 **身 知 精**

＜減免の対象となる自動車＞ 障害者 1人につき 1台のみ

＜車検証の名義人＞

障害者ご本人名義の自動車に限る。

ただし、障害者が、18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者の場合は、その障害者と生計を同じくする方（以下「家族」という。）の名義でも対象とする。

＜運転の形態＞

「本人運転」…身体障害者又は戦傷病者の方、本人が運転するもの。

「家族運転」…障害者の通学、通院、通所もしくは生業のために、継続的に家族が運転するもの。障害者のために運転する頻度が、月1回以上あること。

「介護者運転」…障害者の通学、通院、通所もしくは生業のために、障害者を常時介護する方が、継続して日常的に運転するもの。障害者のために運転する頻度が、週3回以上あること。

- ただし、障害者が単身で生活している世帯の場合
- 又は、世帯全員が障害者である世帯で、世帯全員が家族運転の場合に減免対象となる障害の級別である場合に限る。

＜本人運転の減免対象者の障害等級＞

- | | |
|-----------------------------|---|
| ① 視覚障害 | 1級から4級1号まで |
| ② 聴覚障害 | 2級から3級まで |
| ③ 平衡機能障害 | 3級のみ |
| ④ 音声機能障害 | 3級のみ（喉頭摘出による音声機能障害がある場合のみ） |
| ⑤ 肢体不自由 | 上肢 1級から2級2号まで（2級2号…2級のうち両上肢障害の方）
下肢 1級から6級まで
体幹 1級から3級、又は5級のみ |
| ⑥ 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 | 上肢 1級から2級両上肢まで
移動 1級から6級まで |
| ⑦ 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害 | 1級又は3級のみ |
| ⑧ 肝臓機能障害 | 1級から3級まで |
| ⑨ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 1級から3級まで |

＜家族運転・介護者運転の場合＞

- | | |
|----------|---|
| ① 視覚障害 | 1級から4級1号まで |
| | (4級1号…両眼の視力の和が0.09以上0.12以下の方) |
| ② 聴覚障害 | 2級から3級まで |
| ③ 平衡機能障害 | 3級のみ |
| ④ 肢体不自由 | 上肢 1級から2級2号まで（2級2号…2級のうち両上肢障害の方）
下肢 1級から <u>3級1号まで</u> （3級1号…3級のうち両下肢障害の方）
体幹 <u>1級から3級まで</u> |

- ⑤ 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害
 - 上肢 1級から2級両上肢まで
 - 移動 1級から3級両下肢まで
- ⑥ 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害 1級又は3級のみ
- ⑦ 肝臓機能障害 1級から3級まで
- ⑧ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1級から3級まで
- ⑨ 療育手帳が「A」判定
- ⑩ 精神障害者保健福祉手帳 1級の方

<申請の時期と期限及び窓口>

[自動車税・自動車取得税]

納税通知書を受け取ってから申請する場合（5月～翌年2月）

庄内総合支庁税務課

997-1392 三川町大字横山字袖東19-1 電話66-2116

自動車登録時に申請する場合（庄内ナンバー）

庄内総合支庁税務課分室

997-1321 三川町大字押切新田字歌枕109-2 電話66-4144

※ 申請に必要な書類は、窓口にお問い合わせください。

<届出>

【本人運転の場合】

- 障害者が、入院、施設入所、死亡したとき
- 自動車を、下取りや譲渡、廃車のため手放した。車検が切れた等のとき
- 障害者手帳等の障害等級が変更されたとき又は障害者手帳等を返納したとき
- 運転者が、運転免許証を更新しなかった又は返納したとき
- 運転者が変わったとき
- 住所が変わったとき

【家族運転の場合】

- 障害者と運転者が別居したとき（生計を一にしている場合を除く）
- 障害者のための使用頻度が月1回未満となったとき

【介護者運転の場合】

- 障害者のみの世帯でなくなったとき
- 障害者のための使用頻度が、週3回未満になったとき

※注意

減免の理由に該当しなくなった場合は、速やかに届け出てください。虚偽の申請や減免の理由に該当しなくなっていたことが判明した場合は、減免を取り消し、減免の理由に該当しなくなつた日の属する年度の翌年度にさかのぼって自動車税が課税される場合がありますのでご注意ください。

軽自動車税（種別割）の減免 身 知 精

<減免の対象となる自動車>

障害者1人につき1台のみで、普通車（自動車税）との重複もできませんのでご注意ください。

<本人運転の減免対象者の障害等級>

障害者等の区分	障害の程度	年齢	所有者	運転者
身体障害者	※下記参照	満18歳以上	・本人	・本人 ・生計同一者 (障害者の方の通学・通院・通所・生業に限る) ・常時介護者 (世帯員が障害者の方のみである場合に限る)
		満18歳未満	・本人 ・生計同一者	
知的障害者	療育手帳「A」	全年齢		・生計同一者 (障害者の方の通学・通院・通所・生業に限る)
精神障害者	1級	全年齢	・本人 ・生計同一者	・常時介護者 (世帯員が障害者の方のみである場合に限る)

※①視覚障害・・・・・・1級から4級までの各級 ②聴覚障害・・・・・・2級、3級

③平衡機能障害・・・3級 ④音声機能障害・・・3級（こう頭摘出による音声機能障害がある場合のみ）

⑤肢体不自由（上肢）・・・1級、2級の1及び2級の2

〃 （下肢）・・・1級から6級までの各級

〃 （体幹）・・・1級から3級までの各級、5級

⑥乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害

（上肢）・・・1級、2級のうち両上肢に障害のある方

（移動）・・・1級から6級までの各級

⑦心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害・・・・・・1級、3級

⑧肝臓機能障害・・・1級から3級までの各級

⑨ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・・・1級から3級までの各級

<特殊な構造になっている車両についての減免>

車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」等の記載があるものが対象です。

<減免申請の時期>

納税通知書（5月15日前後発送）が届いてから納期限の5月31日まで

<減免申請に必要なもの>

- ① 減免申請書・・・・・・申請窓口に備え付けてあります。（市HPよりダウンロード可）
- ② 身体障害者手帳 等・・・・該当する障害者手帳が必要です。
- ③ 運転免許証・・・・・・・実際に運転する方のものが必要です。
- ④ 納税通知書
- ⑤ 自動車検査証
- ⑥ マイナンバーカード 等・・・個人番号を確認できるもの

<お問い合わせ及び申請窓口>市役所課税課 諸税係 電話0235-35-1176

交通機関の割引

JR・私鉄等運賃の割引 身 知 精

身体障害者、知的障害者、精神障害者のそれぞれの手帳を所持していることで、割引を受けられる場合があります。

＜第1種＞ 療育手帳のみ手帳に記載されています。

乗車形態	障害者の年齢	割引対象	割引率
障害のある方が単独で 100 km をこえる区間を利用する場合	制限なし	普通乗車券	本人5割引
障害のある方が介護者とともに利用する場合 (距離の制限はなし)	制限なし	普通乗車券 回数券 急行券 定期券	本人・介護者とも5割引 ※定期券で12歳未満の場合は、介護者のみ5割引

＜第2種＞ 療育手帳のみ手帳に記載されています。

乗車形態	障害者の年齢	割引対象	割引率
障害のある方が単独で 100 km をこえる区間を利用する場合	制限なし	普通乗車券	本人5割引
障害のある方が介護者とともに利用する場合 (距離の制限はなし)	12歳未満	定期券	介護者のみ5割引

＜精神保健福祉手帳＞ (写真貼付が必要な場合があります)

本人割引率	普通旅客運賃5割引	1級・2級・3級
付添人割引率	普通旅客運賃5割引	1級

＜利用方法＞

- ① 自動券売機で小児運賃の切符を購入し、改札で手帳を提示する。
- ② 切符販売窓口で手帳を提示して購入する。など

各社により割引対象や割引率など取り扱いが異なります。

くわしくは各社窓口でおたずねください。

＜第1種と第2種の違いについて＞

身体障害者手帳・療育手帳には、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額1種（または2種）」という記載があります。これは、JRをはじめとする各種交通機関の料金割引の基準となるもので、1種か2種かで取扱いが違う場合があります。

＜第1種に該当する等級等＞

障害種別	等級など
視覚	1級～3級までの各級および4級の1 注) 4級の1 … 両眼の視力の和が 0.09 以上 0.12 以下の者
聴覚	2級および3級
上肢不自由	1級、2級の1および2級の2 注) 2級の1 … 両上肢の機能の著しい障害、2級の2 … 両上肢のすべての指を欠くもの

障害種別	等級など
下肢不自由	1級、2級および3級の1　注) 3級の1…両下肢をショパン 関節以上で欠くもの
体幹不自由	1級～3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性 の脳病変による運動機能 障害	上肢…1級および2級 (上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) 移動…1級～3級までの各級 (下肢のみ運動機能障害がある場合を除く)
心臓機能・腎臓機能・呼吸 器機能・小腸機能、ヒト免 疫不全ウイルスによる免 疫機能障害	1級～4級までの各級
ぼうこう及び直腸 機能障害	1級および3級
療育手帳	A
備考	身体障害者で、上記に掲げる障害を2つ以上有する場合、その障害の程度が上記に準ずるものであると認められれば、第1種身体障害者となる。

＜第2種に該当する等級等＞ 第1種以外の者をいう。

JR 障害者割引 (JR 東日本ジパング俱楽部)

身体障害者手帳では割引とならないJRの特急券などが、2～3割引となるミドルからシニアの方を対象とした購入割引サービスです。

＜利用できる方＞

身体障害者手帳の交付を受けている方及び介護者の方（「特別会員」制度）

本人 男性60歳以上、女性55歳以上の方

介護者 同乗する方が第1種身体障害者手帳の所持者

＜割引率＞

特急券、グリーン券、座席指定券について片道または、往復で201km以上の旅行の場合は、本人及び付添人共に、・旅行回数1～3回で2割引、4～20回で3割引
※更新会員については全て3割引となります。

＜会費＞

年会費 1,400円(令和元年10月1日より)

ジパング特別会員手帳を紛失された場合は、630円の再発行手数料がかかります。

＜手続き＞

入会および更新のお手続きは、各都道府県の日本身体障害者団体連合会の加盟団体を介して行います。

※「JR東日本 大人の休日・ジパング俱楽部事務局」では取り扱いはしていません。

＜問合せ＞

山形県身体障がい者福祉協会 山形市大森385

電話023-686-3690 FAX023-686-3723

航空運賃割引 **身 知 精**

12歳以上の障害者介護者が国内線航空機を利用する場合割引になります。国内線のみの割引適用となります。また、航空運送事業者および路線によって割引率が異なりますので、詳しくは各航空運送事業者航空券案内窓口へお問合せください。

※日本航空グループ 2018年10月4日予約受付分から

全日空グループ等 2019年1月16日予約受付分から

<対象者>

- ①本人 満12歳以上の、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
- ②介護者（満12歳以上で介護能力があると、各航空会社が認める方）

<利用方法>

搭乗券購入の際、手帳を提示してください。介護者が付き添う場合は、同一搭乗区間を同時に購入してください。搭乗時に手帳を提示して下さい。

<問合せ窓口>各航空会社営業所

バス運賃の割引 **身 知 精**

<利用できる方>

- ①本人 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
- ②介護者 身体障害者手帳に第1種の記載がある方
療育手帳は本人が小学生まで、精神障害者福祉手帳1級

<割引率> 運賃の50%

距離に制限はありませんが、高速バスは、精神手帳所持者は対象外。

<利用方法> 運賃の支払い時に手帳を提示してください。

バス会社によっては割引制度等取り扱いが違う場合がありますので詳しくは各バス会社にお問合せください。

タクシー料金割引 **身 知**

<利用できる方> 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方

<内 容> 料金の10%割引

山形県ハイヤー協会加入のタクシーで利用できます。

<利用方法> 乗車時に割引対象である旨を告げ、運賃支払い時に、手帳を提示してください。

福祉タクシー券（38ページ参照）の交付を受けている場合はこれと併用できます。

有料道路通行料金割引 身 知

<利用できる方>

- ① 身体障害者が自ら運転する場合は、手帳を所持するすべての方
- ② 介護者が運転する場合は、乗車する方が第1種身体障害者手帳の所持者、又は療育手帳Aの所持者

<内容>

料金の50%割引（高速道路管理会社等の管理する有料道路）

<対象となる車>

○事前登録が可能な車

- ・身体障害者本人またはその家族が所有する車両。第1種身体障害者で本人や家族が車両を所有していない場合、日常的に介護を行っている人の所有する車両。

○事前登録が不要な車

- ・レンタカー、借用自動車、介護・福祉・一般タクシー（介護運転のみ）、福祉有償運送車両（介護運転のみ）

<対象とならない車>

乗合、デマンドタクシー、軽トラック、後部座席に窓がないまたは目隠しされた貨物自動車、営業および事業の手段として使用される車両。

E T C レーンでの割引には事前登録が必要になります。

登録車両以外は料金所係員のいるレーンの通行で割引が適用になります。

<申請に必要なもの>

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳
- ② 運転する方の免許証（本人運転の場合のみ）
- ③ 車検証（原本）（車を事前登録する場合、E T C 利用の場合）
- ④ E T C 車載器セットアップ申込書・証明書（E T C 利用の場合）
 - ・E T C 車載器の番号を確認します
- ⑤ E T C カード（E T C 利用の場合）
 - ・本人名義（未成年の場合、親権者または法定後見人名義）
 - ・本人名義であればE T C 家族カードも登録可能

<申請先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

その他の減免・サービス

NHK放送受信料の免除 身 知 精

<利用できる方>

○半額免除（手帳所持者が世帯主で以下の条件にあてはまる方）

- ・視覚障害者又は聴覚障害者の世帯
- ・重度の身体障害者の世帯（身体障害者手帳1、2級）
- ・重度の知的障害者の世帯（療育手帳A）
- ・重度の精神障害者の世帯（精神障害者保健福祉手帳1級）

○全額免除（世帯全員が市民税（住民税）非課税で）

- ・世帯員の中に「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」所持者がいる世帯

<手続き>

市役所福祉課障害福祉係または各地域庁舎市民福祉課の窓口にはんこ・障害者手帳を持参のうえ申請してください。

※半額免除の申請については、NHKの窓口でも申請できます。

※転入等により課税状況が確認できない場合、課税・非課税証明書の提出が必要になる場合があります。また、免除適用後、免除事由に変更が生じた場合、NHKに届け出が必要です。

<受信料・契約内容問合せ・受付先>

NHK山形放送局営業部 電話023-625-9522

<免除申請受付先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

NTT電話番号の無料案内（ふれあい案内）身 知 精

<利用できる方>

下記手帳をお持ちの方

- ①身体障害者手帳〔・視覚障害1～6級・肢体不自由（上肢・体幹）1または2級〕
- ②療育手帳
- ③精神障害者保健福祉手帳

<手続き>

フリーダイヤル0120-104174へご相談ください。

<内容>

104番をご利用される場合に、あらかじめ届け出た電話番号と暗証番号をオペレーターに告げていただきます。オペレーターはお申し出内容を確認の上、無料で案内します。公衆電話からも同様です。

<問合せ>

NTT「無料番号案内」（ふれあい案内）電話0120-104174（全国共通）
受付時間：午前9時～午後5時(月曜～金曜) ※ 土・日・祝日および年末年始は休業

少額預金等利子非課税制度 身 知 精

<利用できる方>

次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- ②障害基礎年金等を受給している方
- ③特別障害者手当等を受給している方

<内容>

銀行等の預金の利子、及び小額公債の利子が、それぞれ元本または額面350万円まで非課税になります。(お問い合わせ 各金融機関へご相談ください。)

福祉定期預金制度 身 知 精

<利用できる方>

次のいずれかに該当する方

- ①障害基礎年金等を受給している方
- ②特別障害者手当等を受給している方
- ③特別児童扶養手当等を受給している方

<内容>

障害基礎年金、特別児童扶養手当等をお受け取りの方などが預入いただける預入期間1年の定期貯金です。一般の1年ものの定期貯金の金利に一定の金利を上乗せした金利を適用します。(お問い合わせ 金融機関へご相談ください。)

点字郵便物等の郵便料減免 身

点字郵便物等を発送する際に、郵便料金が減額されます。減額される料金など、くわしくは日本郵便にお問い合わせください。名称サービスの概要は以下のとおりです。

<心身障害者用メール>

日本郵便が指定する図書館と重度障害のある方との間で、図書の貸出・返却のために発送する場合に低料金で利用できます。重量は3kg以内です。外装には表面に「図書館ゆうメール」と明記してください。

<聴覚障害者用ゆうパック(旧:聴覚障害者用小包郵便物)>

図書館や福祉団体など日本郵便が指定する施設と聴覚障害のある方との間で、ビデオテープを貸出・返却のために発送する場合に低料金で利用できます。重量は3kg以内です。外装には表面に「聴覚障害者用ゆうパック」または「聴覚障害者用小包」と明記し、内容物が容易に確認できるように包装してください。

<点字ゆうパック(旧:点字小包郵便物)>

図書館や福祉団体など日本郵便が指定する施設と視覚障害のある方との間で、大型の点字図書等を貸出・返却のために発送する場合に低料金で利用できます。外装には表面に「点字ゆうパック」または「点字小包」と明記し、内容物が確認できるように封筒や袋の一部を切り欠くか、一部に透明な部分を設け内容品の大部分を透視できるようにしてください。